

令和6年度中小企業事業承継加速化事業費補助金 (第三者承継 (M&A) 促進補助)

第三者承継 (M&A) に取り組む県内中小企業者等に対して、企業評価やM&A等に要する経費の一部を助成し、円滑な事業承継の促進を支援します。



県内事業者のM&Aによる 事業承継を支援します！！

補助上限額

50万円又は100万円

補助対象経費

- 株価等企業価値算定に係る経費
- デューデリジェンスに係る経費
- M&A等の仲介手数料 など

補助率

1 / 2

お問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課
TEL : 099-286-2951

補助対象者

県内に本店又は本社（主たる事業所）を有する中小企業者等（ただし、みなし大企業は除く。）

補助対象事業（交付要件）

- 1 中小企業者等が、M&Aにより事業承継に取り組む事業であること。
※売手側が県外に本店または本社（主たる事務所）を有する企業であるM&Aに係る事業は対象外となります。
※売手側と買手側の間に、人的・資金的関係がある中小企業者等によるM&Aに係る事業は対象外となります。
- 2 認定経営革新等支援機関の確認を受けた事業であること。
※認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項に規定する認定を受けた、県内商工会議所、商工会、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士などのことです。
- 3 風俗営業等の規定及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

補助対象経費及び補助限度額

承継の種別		補助対象経費	補助限度額等
第三者承継 (M&A)	売手側	・アドバイザー契約に基づく 着手金、中間金、成功報酬 ・デューデリジェンスに係る経費 ・株価等企業価値算定に係る経費 ・不動産鑑定に係る経費	補助上限50万円 (補助率1/2 以内)
	買手側		補助上限100万円 (補助率1/2 以内)

募集期間

令和6年5月29日（水）から6月28日（金）17時まで

補助事業申請様式等

※申請様式及び詳細については、以下の県ホームページをご参照下さい。
ホーム>産業・労働>商工業>経営支援>事業承継>令和6年度中小企業事業承継加速化事業費補助金の募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/jigyousyoukeikasokukar6.html>

本件補助金及び事業承継全般に関するご相談は、鹿児島県中小企業支援課
もしくは鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせください。

【鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係】

☎ (099) 286-2951 受付時間 8:30~17:00（平日）

【鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター】

☎ (099) 225-9550 受付時間 9:00~17:00（平日）